



2022年11月14日

各位

会社名 地主株式会社
代表者名 代表取締役会長 CEO 松岡 哲也
(コード番号3252 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 財務本部長 北川 雄哉
(TEL 03-6895-0070)

SMFLみらいパートナーズ株式会社との包括売買取引契約の 期間延長等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、三井住友ファイナンス&リース株式会社の100%子会社であるSMFLみらいパートナーズ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：寺田 達朗、以下「SMFLみらい」という。）、当社及び当社100%子会社の地主アセットマネジメント株式会社（以下「地主AM」という。）との間で、2019年11月18日付で締結した、販売用不動産（信託受益権を含み、以下「不動産」という。）の包括的な売買取引に係る枠（以下「本売買枠」という。）を定めた「包括売買取引に係る基本協定書」（以下「本基本協定書」という。）について、期間延長等の内容の変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後、SMFLみらい、当社及び地主AMの間で、本基本協定書の変更覚書を締結いたします。

1. 本基本協定書の変更覚書（期間延長等）の概要

SMFLみらいは、当社が保有する不動産を取得するための下記本売買枠を設定しており、本売買枠設定期間、並びに優先交渉権の行使期間を延長するものです。

記

	変更後	変更前
(1) 締結日	: 2022年11月14日（変更覚書）	: 2019年11月18日
(2) 本売買枠設定額	: 300億円	: 同左
(3) 本売買枠設定期間	: 2019年11月18日から 2030年1月31日まで	: 2019年11月18日から 2025年1月31日まで
(4) 備考	: SMFLみらいが本売買枠にて取得する不動産を売却する際は、地主AMが指定する第三者（「地主プライベートリート投資法人」を想定する	: SMFLみらいが本売買枠にて取得する不動産を売却する際は、地主AMが指定する第三者（「地主プライベートリート投資法人」を想定する

	<p>が、これに限らない。) が取得に係る優先交渉権を有します。</p> <p>: 尚、優先交渉権の行使期間は、地主AMが指定する第三者が差し入れる購入意向表明書の差入れ日から5年間とし、その間に本売買枠設定期間が満了した場合においても有効とします。</p>	<p>が、これに限らない。) が取得に係る優先交渉権を有します。</p> <p>: 尚、優先交渉権の行使期間は、本売買枠設定期間までとします。</p>
--	---	---

2. 本基本協定書の変更覚書締結の経緯及び目的

本基本協定書を締結した2019年11月18日以降、本基本協定書に基づく当社不動産のSMFLみらいへの売却実績は本日時点で260億円超となり、当初の目的であった当社の財務体質の強化に加え、機動的な物件売却による収支の安定化や、バランスシートへのマネジメントにも寄与しています。(※)

今般、その有用性を鑑み、本売買枠設定期間、並びに優先交渉権の行使期間を延長するものです。

(※) 2019年11月12日に発表(適時開示)いたしました「SMFLみらいパートナーズ株式会社との包括売買取引に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3252/tdnet/1769547/00.pdf>

3. 本基本協定書(その後の変更等を含む。)に基づいた個別の不動産の売却について開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示してまいります。

4. 今後の見通し

本基本協定書の変更覚書の締結に伴う2022年12月期連結業績予想への影響はございません。

(ご参考)

《相手先の概要》

(1) 名称	SMFLみらいパートナーズ株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 寺田 達朗
(4) 事業内容	不動産関連事業、環境エネルギー関連事業、その他金融サービス事業
(5) 資本金	200百万円
(6) 設立年月日	2018年10月1日

(7) 大株主及び持株比率	三井住友ファイナンス&リース株式会社 100%
(8) 上場会社と当該会社との関係	記載すべき資本関係、人的関係はなく、属性について問題はありません
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	非開示により記載しておりません

以上